

第 二 期
2026年 3 月

《中華人民共和國對外貿易法》を読み解く

目次

一、背景及び概要

二、法規解説及び君澤君からのご提案

一、背景及び概要

『中華人民共和國對外貿易法』は 1994 年の公布・施行以来、中国の WTO 加盟などの重要な歴史的プロセスに伴い、これまで複数回にわたり適時調整が行われてきました。

2025 年 12 月 27 日、『中華人民共和國對外貿易法』(以下「新『對外貿易法』」または「新法」という)の改正案が可決され、2026 年 3 月 1 日より正式に施行されています。これは、同法が 1994 年に公布されて以来、20 年以上を経て実施される体系的かつ全面的な重要改正であり、近年の中国における對外経済・貿易関連立法分野の中でも、最も影響力の大きい立法活動の一つといえます。

新法の改正は、現在の国際経済・貿易環境における大きな変化と、国内改革実践における制度的ニーズに深く応えるものとなっています。近年、中国の對外貿易分野では改革とイノベーションが継続的に深化しており、越境 EC、マーケット調達貿易、海外倉庫などの新たな業態・ビジネスモデルが急速に発展しています。また、自由貿易試験区において先行的に試行されてきた越境サービス貿易ネガティブリスト制度も積極的な成果を上げており、デジタル貿易やグリーン貿易といった新興分野も急速に台頭してきています。

今回の改正では、制度設計のロジックが「単純な對外開放の促進」から「開放と安全の統合的な推進」へと転換され、対抗措置やデジタル貿易規制などの重要条項が新たに追加されました。これにより、對外取引を行う企業の輸出入経営およびコンプライアンス管理に対して、新たな強制的要件が提示されています。

二、法規解説及び君澤君からのご提案

Part.1 新《對外貿易法》主要内容解説

今回の『中華人民共和國對外貿易法』の改正は、對外貿易分野におけるコンプライアンス規則を体系的に再構築するものです。新法改正の主なポイントは以下のとおりです。

・越境サービス貿易ネガティブリストの導入

新法第 31 条は、国外のサービス提供者による国際サービス貿易が、越境取引、国外消費、自然人の移動という方式で行われる場合に、国家は越境サービス貿易ネガティブリスト管理制度を実施することを明確に規定しています。

制度的ロジックから見ると、ネガティブリスト管理は「禁止されていないものは参入可能」という開放理念に基づくものであり、従来のポジティブリストによる許認可方式と比べて、より高い透明性、

予見可能性および開放度を備えています。

企業にとっては、ネガティブリスト制度が法制化されたことは、越境サービス貿易における参入ルールがより明確になったことを意味します。ただし、以下の重要な区別に留意する必要があります。

越境取引、国外消費および自然人の移動という三つの方式については、新『中華人民共和国對外貿易法』の下で定められた越境サービス貿易ネガティブリストが適用されます。一方、商業的に存在する方式(すなわち外国投資者が国内に機関を設立してサービスを提供する形態)については、『中華人民共和国外商投資法』に基づく外資参入ネガティブリストが適用されます。

したがって企業が越境サービス事業を計画する際には、まず当該業務がどのサービス貿易形態に該当するのかを正確に判断し、そのうえで適用される監督管理ルールおよびコンプライアンス上の義務を確定する必要があります。

・対抗/安全についての系統的強化

1) 対抗措置の法律化と体系化

新法は、対抗措置の分野において大きな突破を実現しました。従来、中国の貿易分野における対抗措置は主として『中華人民共和国反外国制裁法』や『信賴出来ない実体リスト規定(不可靠实体清单规定)』などの法令に依拠していましたが、基本法レベルでは統一的な制度的枠組みが十分に整備されていませんでした。今回の新法では、複数の条項を通じて、より整備された対抗措置の法的枠組みを構築しています。

第一に、対抗措置の適用対象および範囲を明確にしました。新法第 40 条は、中国の主権、安全、発展利益を害する行為などがある国外の個人または組織に対して、中国との對外貿易に関連する活動を禁止または制限するなどの対抗措置を講じることができると規定しています。

第二に、回避防止条項が新設されました。新法は、いかなる個人または組織も、対抗措置を回避する行為に対して支援、協力、便宜供与を行ってはならないことを明確に規定しています。この条項は、従来の法体系において欠けていた回避防止ルールの空白を補うものです。

第三に、初めて罰則が明確化されました。新法第 76 条は、対抗措置を履行しない主体、または対抗措置の回避に協力する主体に対して、具体的な処罰措置を初めて規定しています。これにより、これらの対抗メカニズムは従来の「ソフトな拘束」から「ハードなルール」へと格上げされ、制度の抑止力および実効性が大きく強化されました。

2) 国家安全例外条項の改善

新法はさらに国家安全例外条項を改善し、国家安全の維持などの理由に基づき、貿易の禁止・制限またはその他の必要な措置を講じることができると明確にしました。これは、国際紛争解決メカニズムが機能不全に陥る可能性のある状況に対応するための明確な法的根拠を提供す

るものです。

・加工貿易と合格評定制度を新規導入

新法第 23 条および第 24 条は、加工貿易制度を確立し、加工貿易の定義および運用方式を明確に規定するとともに、加工貿易貨物が再輸出できない場合には、法に基づき国内販売へ転換することができるという重要なルールを新たに追加しました。また、統一商品合格評定制度を設け、国家による統一的な商品合格評定制度と、その具体的な実施（認証、検査、検疫）における法的根拠について、より明確な関連規定を設けました。

・知的財産権保護を更に一層強化

新法は知的財産権保護の面でも顕著な強化を図っています。第 32 条は、国家が対外貿易に関連する知的財産権の保護を強化することを改めて強調しています。さらに第 33 条では、一連の先を読んだ規定が新たに追加され、それには対外貿易に関連する知的財産権分野での国際交流・協力の推進、知的財産権に関する対外交渉の積極的な推進、海外における知的財産権健全化のための警戒・権利保護支援情報プラットフォームの整備、ならびに対外貿易事業者の知的財産権コンプライアンス水準およびリスク対応能力の向上などが含まれます。

Part.2 政策の影響

新法は対外貿易活動を全面的に規範化する一方で、貿易促進に関する制度を大幅に充実させ、多くの重点産業に対して明確な発展機会をもたらすものとなっています。

まず、デジタル貿易および越境 EC 分野では、電子書類の相互承認や貿易円滑化などの制度的保障により、海外展開の効率が大きく向上することが見込まれます。グリーン貿易分野では、太陽光発電や新エネルギー車などの企業が、グリーン認証の国際基準との整合を求める法定要件を背景に、海外の環境規制による障壁を突破することが期待されます。

また、越境サービス貿易企業はネガティブリスト管理制度を活用することで、金融、物流、法律サービスなどの分野において、より広い市場参入の機会を得ることが可能となります。中小・零細の対外貿易企業についても、対象を絞った支援政策により、事業コストの削減や海外展開ルートの拡大が図られる見込みです。

さらに、新法第 66 条は、国家が対外貿易紛争の多元的解決メカニズムを整備・確立することを規定しており、事業者が調停、仲裁、訴訟などの手段を通じて紛争を解決するための、公正で効率的かつ利便性の高いルートを提供するものとなっています。

同時に、対外関連企業にとって、新法は「指針」とであると同時に「レッドライン」でもあることを認識する必要があります。企業は今回の法改正を契機として、コンプライアンス体制の評価および高度化を速やかに実施し、特に対抗措置に関するリスク防止・管理、データ安全管理、知的財産権の

越境保護などの重要分野を重点的に整備する必要がある、「開放と安全を一本化する」という新たな法治枠組みの下で、コンプライアンスに基づく経営と安定的な発展を実現することが求められます。

Part.3 まとめとご提案

前述の重点条項の解説を踏まえると、新『中華人民共和国対外貿易法』の施行は、企業の貿易コンプライアンス体制に対してより高い要求を提示するものです。新法の核心的な制度変更と実務上の影響を踏まえ、企業は自社の実情に応じて、以下の五つの観点からコンプライアンス体制の構築・整備を行われることをご提案します。

(一) 貿易コンプライアンス組織体制の高度化

企業は、貿易コンプライアンス管理機構を新設または高度化し、国際貿易法の専門知識を持つコンプライアンス担当者を配置するとともに、貿易コンプライアンスをコーポレート・ガバナンスおよび内部統制の枠組みに組み込むことが望まれます。また、事業が輸出管理、制裁コンプライアンス、データ越境移転などのセンシティブな分野に関わる企業については、必要に応じて専門家に相談し、各種コンプライアンス事項を統括的に調整されることをお勧めします。

(二) 対抗措置および制裁コンプライアンス体制の構築

新法の対抗措置および回避防止分野における大きな制度的突破を踏まえ、企業は以下の中核的なコンプライアンス手続を構築または整備する必要があります。

第一に、顧客および取引先に対するデューデリジェンス(適正調査)体制を整備することです。これには、顧客が対抗措置の対象主体に関与しているかどうかのスクリーニングが含まれます。

第二に、最終使用者および最終用途の審査メカニズムを確立し、貿易活動が対抗措置の直接または間接的な回避に該当しないことを確保する必要があります。

第三に、内部通報制度および異常取引報告メカニズムを整備し、潜在的なコンプライアンスリスクを早期に発見し、適切に対処できる体制を構築することが求められます。

(三) 個人情報保護コンプライアンスの継続的強化

新法で新たに追加された第 43 条は、対外貿易に関する行政調査の過程における個人情報保護に関する規定を強化しています。そのため、企業は新『中華人民共和国対外貿易法』を、『中華人民共和国データ安全法』や『中華人民共和国個人情報保護法』などのデータコンプライアンス関連法規と併せて適用し、分野横断的な総合コンプライアンス枠組みを構築されることをお勧めします。

特に企業がデジタル貿易事業を展開する場合には、新法自体の規定に留意するだけでなく、データコンプライアンスやサイバーセキュリティなどの法的要求も総合的に考慮し、分野横断型の

包括的コンプライアンス体制を整備する必要があります。

(四) 海外における知的財産権リスクの主体的管理

企業は、主要輸出市場をカバーリングした知的財産権リスクの早期警戒メカニズムを構築する必要があります。自主的な知的財産権を有する製品については、対象市場において積極的に特許出願や商標登録を行い、知的財産権保護ネットワークを構築するようにします。同時に、国家が設けている海外知的財産権早期警戒および権利保護支援プラットフォームの資源を十分に活用するようにします。また、将来的に発生し得る海外での知的財産権訴訟リスクに向けて、事前に対応戦略および予算計画を策定しておくようにします。

(五) 政策上のメリットの積極的な活用

新法は貿易促進の面で多くの政策的メリットを打ち出しており、企業はこれに積極的に注目し、主体的に活用することが望めます。新法はデジタル貿易やグリーン貿易などの新たな業態・ビジネスモデルを奨励しており、関連企業は今後の関連施策の具体的な実施状況を継続的に注視する必要があります。

特に注目すべき点として、新法は中小・零細企業による対外貿易の展開を明確に支援・促進しており、監督管理、資金調達、外貨決済などの分野において一連の利便措置が提供されています。企業におかれては、国家が奨励する越境金融サービスや貿易促進プラットフォームなどの資源を十分に活用し、資金調達チャネルの拡大や取引コストの削減を図ることで、自社事業の発展に有利な条件を創出することをお勧めします。

対外貿易コンプライアンスに関してご不明点やご相談がございましたら、末尾の連絡先までお気軽にご連絡ください。

免責声明

本記事およびその内容は、交流のみを目的としたものであり、関連する問題について君澤君律師事務所またはその弁護士による正式な法律意見または提案を意味するものではありません。本記事およびその内容に基づく判断は、読者ご自身のご理解の上にご自身の判断で行ってください。法的アドバイスやその他の専門的な分析が必要な場合は、下記までお問い合わせください。また本記事に掲載されている文字、画像、音声、映像等の無断転載を禁じます。本記事の転載・引用を希望される場合は、君澤君律師事務所にご連絡の上、許可を得て、転載の際には出典と著作者情報を明記ください。

Contact Us

ご連絡先

後藤 雅彦 高級顧問・日本部長

(電話) 021-6106-0889 (内線) 8008

(メール) masahiko@junzejun.com

(TEL) 18605117627 (後藤 中国)

070-2649-0527 (後藤 日本)

王 正洋 シニアパートナー・弁護士

021-6106-0889 (内線) 8072

wangzhengyang@junzejun.com

13816677991 (王正洋)

上海市楊高南路 729 号 陸家嘴世紀金融広場 1 号楼 4002 室

